書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９５号
山口県宇部市大字西岐波4608番地１
破産者　槐原　勝美
異議申述期間　平成23年３月10日まで
平成23年２月８日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県延岡市北方町川水流卯528番地
破産者　有限会社シラド水道設備
異議申述期間　平成23年４月４日まで
平成23年２月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第３２９号
東京都足立区南花畑４丁目35番８号、開始決定時の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方938番地４
破産者　清水　幸男
異議申述期間　平成23年４月７日まで
平成23年２月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９３６９号
東京都中野区鷺宮２丁目１―13
破産者　齋藤　弘雄
免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
平成23年２月８日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２２年（フ）第１９１６０号
東京都品川区北品川５丁目８―15―206
破産者　大野　篤郎
審尋期日　平成23年４月25日午前10時
平成23年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区麹町１丁目７番地
清算株式会社　株式会社ウインド
代表清算人　本宮　照康
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０１２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社山手管財
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１１７号
東京都渋谷区神宮前４丁目３番３号
清算株式会社　株式会社フレンチコネクションジャパン
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1889番地の12
清算株式会社　長島造船株式会社
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所熊野支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０９１号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目２番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・ワン
代表清算人　伊藤　　毅
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
⑴　平成22年10月21日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。特別清算債権を有する者を、特別清算債権者という。
⑵　本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保付債権に該当しない協定債権をいう。一般債権を有する者を、一般債権者という。
⑶　本協定による担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権または民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成22年10月21日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。担保権付債権を有する者を、担保権付債権者という。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については清算株式会社の清算結了時に全額免除を受ける。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　共益的及び優先的債権
特別清算債権者の共同の利益のためにする清算事務の遂行に要する費用等の共益的債権、清算人報酬、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権、その他共益的優先的債権は、随時その金額を弁済することができる。
第３　一般債権
１　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、その資産の全ての換価が終了した日から２か月以内に、当該換価代金から前記第２の債権（共益的及び優先的債権）の全額を控除した残余財産（現金）を配当原資として各一般債権元本額の割合に応じて弁済する。
２　免除
前記第３第１項の弁済後の残債権額については、前記第３第１項の弁済終了後、清算株式会社の清算結了時に全額免除を受ける。
第４　担保権付債権
担保権付債権について、担保権不足額は、前記第３（一般債権）の定めを適用し、一般債権の例によって弁済する。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第８号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目10番28号
再生債務者　三澤　新司
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館５階512区～514区　武藤綜合法律事務所　弁護士　渡邊　淳子
平成23年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第６号
東京都墨田区錦糸１丁目２番６―501号
再生債務者　株式会社星輝
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第１１８号
東京都港区南青山６丁目12番１号　ＴＴＳ南青山ビル８Ｆ
再生債務者　株式会社ＨＩＧＨ　ＷＡＶＥ
決定の要旨　平成23年１月18日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年２月４日
東京地方裁判所民事第20部